

委員会等連絡会議の設置について

令和3年6月24日
日本学術会議第313回幹事会決定

日本学術会議の行う意思の表出には、独立した立場からより広い視野に立った社会課題の発見や、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待されている。そのためには、個別分野の観点にとどまることなく、中長期的視点と俯瞰的視野と分野横断的な検討が必要であることから、幹事会、委員会、分科会、小分科会、小委員会、地区会議及び若手アカデミー（以下「委員会等」という。）間の相互の横断的な情報・意見の交換や連携を図ることが必要である。そのため、こうした検討が必要な課題について、幹事会の下に、委員会等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 1 連絡会議を設置する課題は、委員会等からの申出に基づき、幹事会の意見を聴いて、会長が決定する。
- 2 会長は、決定した課題を副会長及び各部に連絡するとともに、当該課題に関係する委員会等の推薦を、副会長及び各部に依頼する。ただし、幹事会が課題に関係する委員会等を定める場合は、この限りでない（次項及び第4項において同じ。）。
- 3 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、課題に関係する委員会等を、会長に推薦する。
- 4 会長は、副会長及び各部の推薦に基づき、課題に関係する委員会等を幹事会に報告する。
- 5 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、部長、副部長及び幹事のうちから、会長が指名する者
 - (2) 課題に関係する委員会等の構成員のうちから、当該委員会等の長が指名する者
- 6 連絡会議の長は、構成員の互選により選出する。
- 7 連絡会議は、連絡会議の長が招集する。ただし、初回の連絡会議は会長が招集する。

- 8 連絡会議の長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 9 連絡会議は、構成員の二分の一以上の出席をもって開催する。ただし、連絡会議の長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 10 連絡会議を開催したときは、連絡会議の長は、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告する。
- 11 課題に関係する委員会等を変更するときは、第2項から第4項までの規定にかかわらず、連絡会議がこれを行うことができる。この場合において、連絡会議の長は、事前又は事後にその内容を幹事会に報告する。